

令和2年長審第23号

裁 決

漁船A引船列乗組員負傷事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 a 2

職 名 A甲板員

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 を戒告する。

受審人 a 2 を懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年3月24日11時40分

熊本県牛島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 11トン
登 録 長 14.47メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
漁船法馬力数 423キロワット

3 事実の経過

(1) Aの構造及び設備

Aは、魚類小割式養殖業に従事するFRP製漁船で、船体後部に操縦区画を配し、同区画前部中央に舵輪、右舷側に機関遠隔操縦装置、同装置後方に操縦席を備え、船尾端から105センチメートル（以下「センチ」という。）のところの両舷ガンネル付近にそれぞれたつを設け、甲板から操縦区画の床面までの高さ及び同区画床面から操縦席の座席までの高さはそれぞれ45センチ及び90センチであった。

(2) 養殖いかだ

養殖いかだは、縦横それぞれ10メートル深さ7メートルの鋼管製型枠で囲まれた直方体で、側面を漁網、底面を金網でそれぞれ覆われ、上部の型枠の四辺に直径62センチ長さ106センチの発泡スチロール製浮体が一辺にそれぞれ5個取り付けられ、えい航時には漁網及び金網を取り外していた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a1及びa2両受審人が乗り組み、新しい養殖いかだをえい航し、養殖いかだの入替え作業の目的で、船首0.6メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和2年3月24日08時30分熊本県牛深港を発し、同県下須島下倉南方沖合の養殖施設に向かった。

a1受審人は、09時30分養殖施設に到着して前示作業を終え、

直径24ミリメートル（以下「ミリ」という。）長さ15メートルの合成繊維製えい航索の一端のアイを右舷船尾のたつに掛け、他端を直径22ミリ長さ77センチで先端から19センチのところ約50度まで折り曲げたステンレス製のフック（以下「ステンレスフック」という。）につなぎ、同フックを古い養殖いかだの型枠の角に掛け、左舷船尾のたつに一端を係止した直径24ミリの合成繊維索をえい航索に掛けて折り返し、同索が船尾中央付近から出てY字型となるように張り合わせて他端を同たつに係止し、Aの船尾から養殖いかだの後端までの距離が約29メートルとなるA引船列を構成し、11時00分下須島下倉南方沖合を発進して牛深港の養殖いかだの仮置き場に向かった。

ところで、ステンレスフックは、養殖いかだに船を係留する際に使用するため、機械店に注文して作製されたもので、安全使用荷重の計算はされておらず、これまでも何度か屈曲部が広がって修理に出されていたことがあった。

発進に先立ち、a1受審人は、ステンレスフックを使用してえい航することとし、同フックに過大な荷重が掛かり続けると屈曲部が広がるおそれがあったが、2ノットの速力であれば無難にえい航できるものと思い、えい航索を直接養殖いかだに固縛するなど、安全確保の措置を十分にとらなかった。

一方、a2受審人は、発進後、平素同様、操縦区画後部の床面に後方を向いて腰を掛け、養殖いかだのえい航状況の監視を始めた。

a1受審人は、操縦席に腰を掛けて操船に当たり、下須島と熊本県法ヶ島の間の水路を北上し、11時23分半僅か過ぎ砂月港出の串防波堤灯台（以下「出の串防波堤灯台」という。）から127.5度（真方位、以下同じ。）1,710メートルの地点で、

針路を317度に定め、機関を回転数毎分1,000に掛け、2.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 1 受審人は、原針路及び原速力で続航し、11時40分出の串防波堤灯台から115度730メートルの地点において、Aは、過大な荷重が掛かり続けたステンレスフックの屈曲部が広がり、同フックが養殖いかだの型枠から外れて跳ね上がり、a 2 受審人の頭部を直撃した。

当時、天候は晴れで風力1の北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

その結果、a 2 受審人が頭蓋骨陥没骨折及び脳挫傷を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件乗組員負傷は、牛島西方沖合において、養殖いかだをえい航する際、安全確保の措置が不十分で、ステンレスフックの屈曲部が広がって養殖いかだの型枠から外れて跳ね上がり、養殖いかだのえい航状況を監視していた乗組員を直撃したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、牛島西方沖合において、養殖いかだをえい航する場合、ステンレスフックに過大な荷重が掛かり続けると屈曲部が広がるおそれがあったから、えい航索を直接養殖いかだに固縛するなど、安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、2ノットの速力であれば無難にえい航できるものと思い、安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、養殖いかだをえい航中、過大な荷重が掛かり続けたステンレスフックの屈曲部が広がり、同フックが養殖いかだの型枠から外れて跳ね上がり、操縦区画後部の床面に後方を向いて腰を掛け、養殖いかだのえい航状況を監視していたa 2 受審人を直撃

する事態を招き、同人を負傷させるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

a 2 受審人の行為は本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 9 月 2 9 日

長崎地方海難審判所

審判官 植 松 正